

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第四百九十一號

第五次土地改良事業補助規程を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

第五次土地改良事業補助規程

第一條 第五次土地改良事業の完遂を期するため知事はこの規程により豫算の範圍内で補助金を交付する。

第二條 補助金は市町村其の他知事の適當と認むるものゝ行ふ左に掲げる事業に要する費用に對してこれを交付する。但し別に國又は縣より補助金、助成金又は奨勵金の交付を受ける場合は此の限りではない。

- 一、暗渠排水
- 二、客 土

昭和二十一年十一月廿九日
第千七百六十六號

金 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格5A列

- 三、用排水
- 四、機械揚水
- 五、農道整備

第三條 補助金の率は左の標準による。

- 一、暗渠排水、客土、農道については其の事業費の五割以内。
- 二、用排水については其の事業費の六割以内。
- 三、機械揚水については其の事業費の六割五分以内。

第四條 補助金の交付を受けようとするものは第一號様式による申請書に事業計畫書（第二號様式）を添付して之を知事に提出しなければならない。

但し法人は當該年度の收支豫算書を添付すること。

第五條 事業計畫書に重要な變更を加へようとするときは前項の届出があつた場合知事が必要があると認めるときは

は計畫の變更その他必要な事項を命ずることがある。
第六條 知事は必要に應じて補助金の一部を前渡することがある。

補助金の前渡を受けようとする者は申請書(第六號様式)を知事に提出しなければならない。

第七條 補助金を請求しようとする者は補助金請求書(第三號様式)に事業成績書(第四號様式) 收支決算書(第五號様式)を添付して知事に提出しなければならない。

第八條 前條による補助金は實施検査の上これを交付する第九條 補助金の交付を受けた者が左の各號の一に該當する場合は補助金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

- 一、この規定に違反したとき
- 二、補助金交付の條件に違反し又は不正の行爲があつたとき
- 三、事業施行の方法が不適當と認められたとき
- 四、事業の停止、廢止等により竣功の見込がないと認められたとき

第十條 この規程により提出する書類は凡て所轄地方事務所を経由しなければならない。

この規程は公布の日よりこれを施行する。
(第一號様式)

第五次土地改良事業補助申請
標記事業を施行致した、いから御補助せられたく第五次土地改良事業補助規程によつて申請いたします。

知事宛 住所
事業主体

(第二號様式)
事業計畫書

種別	事業量(町間)	平均金額		昭和廿一年度		昭和廿二年度		増産見込数量
		単價	金額	數量	金額	數量	金額	
暗渠	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	米
排水	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	麥
客土	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	石

用排水	機械揚水	農道	計
		間町	

(第三號様式)

第五次土地改良事業補助金請求書(第一回)

一金 圓也

昭和 年度事業の爲に支出した金

- 暗渠排水 圓の五割
- 客土 圓の五割
- 用排水 圓の六割
- 機械揚水 圓の六割五分
- 農道 圓の五割

昭和 年 月 日鳥取縣受開第二 號

指令による補助金御交付願たく收支決算書を添へ請求致します。

知事宛	住所	事業主体

(第四號様式)

事業成績書(自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日)

事業種別	施行豫定	前年度迄の施行量	本年度施行量	残事業量	増収見込
暗渠排水	町				
客土	町				
用排水	町				
機械揚水	町				
農道	間				
計					

(第五號様式)

昭和 年度(自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日)收支精(決)算書

科目	収入		支出		計	附記
	前年度迄 収入額	本年度 収入額	前年度迄 支出額	本年度 支出額		
縣補助金						
寄附金						受益者寄附
何々						
計						
科目	豫算總額	前年度迄 に支出したる額	本年度 支出額	計	殘額	備考
工事費						
暗渠排水						
容土						
用排水						
機械揚水						
農道						
事業費						

(第六號様式)
第五次土地改良事業補助金前渡申請書
昭和二十一年 月 日 附鳥取縣受開第二第 號
指令になりました第五次土地改良事業による補助金の
前渡を受けたく申請いたします。
年 月 日
住 所
事業主体
知事 宛

◇鳥取縣告示第四百九十二號
昭和二十一年五月鳥取縣告示第二百三十四號米、麥等の移
動に關する指定中次のやうに改める。
昭和二十一年十一月二十九日
鳥取縣知事 林 敬 三

第一號中「四、二疇(約三升)」を「二疇(約一升四合)」
に改める。

00217

◇鳥取縣告示第四百九十三號
鳥取縣地方勞働委員會より十一月六日附を以て勞働關係調整法第十條の規定による幹旋員候補者が左の通り委囑され
た。

昭和二十一年十一月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	經驗及閱歷
君野 順三	明治年 一六、〇、三	鳥取市 西町二七二	辯護士	自宅 鳥取四三番	松江地方裁判所判事 鳥取市會議員 同 議長 現鳥取縣地方勞働委員會會長 鳥取縣會議員
大道寺 幸一	二九、一、八	東伯郡 倉吉町五七	郡是製絲 倉吉工場長	勤務先 倉吉二番	現鳥取縣地方勞働委員會委員
竹田 平一	一八、三、二六	鳥取市 西町一二七	日通 鳥取支店長	同 鳥取一、三四〇番	日通鳥取支店支配人 現鳥取縣勞働委員會委員
徳永 長	三三、一、二四	八頭郡 用瀬町四三	鳥取第一中 學校教官	同 鳥取一三九番	鳥取縣地方勞働委員會委員
足鹿 覺	三七、一、二八	米子市 灘町三丁目二九	鳥取縣 農業理事	同 米子一番	米子市會議員 鳥取縣社會書記長 現鳥取縣地方勞働委員會委員 米子市農業會長
山部 憲太郎	三八、三、二九	鳥取市 東品治町	日本海新聞 記者	同 鳥取一三六番	日本高周波重工業寫出場產務勞務課長 日本醫藥衛生用品統制組合理事 現鳥取縣地方勞働委員會委員

01800

01800

00216

鳥取縣告示第四百九十四號

産婆名簿登錄事項中次のやうに訂正した。

昭和二十一年十一月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 東伯郡小鹿村大字東小鹿六三二

前住所及開業地 同三朝村大字三朝 布廣スエ方

現住所及現開業地 同西郷村大字八屋八二ノ一

昭和二十一年九月十日住所及開業地變更により産

婆名簿訂正を願出たので十一月二十日訂正

布 廣 秋 子

大正六年十月五日生

本籍地 東伯郡倉吉町大字宮川町二八四

前住所及開業地 同 河原町一七七

現住所及現開業地 西伯郡成實村大字石井三三二

昭和二十一年十月二十六日住所及開業地變更によ

り産婆名簿訂正を願出たので十一月二十日訂正

米 原 まきの

明治三十三年四月十七日生

本籍地 鳥取市西品治五五三

前住所及開業地 同

現住所及現開業地 同 一八五

昭和二十一年九月十五日住所及開業地變更により産婆名簿訂正を願出たので十一月二十日訂正

田 口 ツ ナ

大正九年十二月十五日生

前本籍地 八頭郡安部村大字安井宿一〇九七

現本籍地 氣高郡大和村大字玉津六八

前住所及開業地 八頭郡安部村大字安井宿一〇九七

現住所及現開業地 氣高郡大和村大字玉津六八

昭和二十一年七月二十九日婚姻により本籍、住所、開業地、前姓中村を和田に變更したため産婆名簿訂正を願出たので十一月二十日訂正

和 田 ふじ江

大正七年二月十三日生

鳥取縣告示第四百九十五號

産婆名簿より次の者を取消した。

00218

51000

00219

00200

鳥取縣告示第五號

道府縣制第七十條による鳥取縣參事會議規則を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月二十九日

鳥取縣參事會議長 田 中 信 儀

昭和二十一年十一月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 大阪市福島區上福島中三丁目七五

開業地 東伯郡浦安町大字上伊勢一三三

竹 部 つ ま

明治十八年一月十三日生

本籍地 大阪市東淀川區三津屋北通三丁目一六

開業地 日野郡溝口町大字大江 矢出貝治方

濱 田 壽 子

明治三十二年八月十五日生

昭和二十一年九月大阪市へ轉住したので十一月十日産婆名簿より取消す。

三日産婆名簿より取消す。

鳥取縣參事會議規則

第一章 總 則

第一條 會員の席次は改選毎に抽籤を以てこれを定める。

補欠會員の席次は前任者の席次による。但し同時に補欠會員二名以上あるときは抽籤を以てこれを定める。

第二條 議長故障あるときは臨時に會員中より假議長を選挙する。

假議長の選舉については年長會員に於て議長の職務を代行する年齢同じときは抽籤に依つてこれを定める。

第三條 參事會の會期は二日とする。但し議長に於て必要と認めるとき又は會員定數の二分の一以上より請求ありたるときは議長はさらに二日を限り會期を延長することができる。

第二章 會 議

第四條 會議は午前十時に始め午後五時に終る。

但し議長に於てこれを伸縮することができる。

第五條 會議の開閉は議長に於てこれを宣告する。

第六條 會議は會員定數の二分の一以上出席せねば開會す

ることとはできない。
第七條 會議中會員にして發言せんとするときは其の席次番號を呼び道府縣制第四十九條に依る。列席者の稱呼は番外と呼ぶ。但し會議中の發言はすべて議長の反呼を受けなければならぬ。

第三章 議事

第八條 會員にして發議せんとするときは文案並に理由を具し賛成會員とともに連署してこれを議長に提出しなればならぬ。但し輕易な案件又は緊急の場合は口頭を以てすることができる。

第九條 議案はすべて議長に於て審議に附した後議決する第十條 議長は審議の前書記をして議案を朗讀せしめたる後内容につき説明を求めぬ。但し時宜に依り議案の朗讀はこれを省略して差支ない。

第十一條 議長は議案の審査を終りたるときその可否を徴して決定する。

第十二條 議長に於て議案の採決をなすときは會議に諮りその結果を宣告する。但し異議なき議題については議長

は採決せずして可議あるときは會員の起立又は投票によつて決定する。

第四章 會議錄

第十三條 書記は二日以内に會議錄を調製してこれを議長に提出しなければならぬ。

第十四條 會議錄に署名する會員は二名とし議長よりこれを指名する。

第五章 雜則

第十五條 會員にして欠席し又は遅刻することあるときはその旨議長に通告しなければならぬ。

第十六條 參事會を傍聽せんとするものがあるときは鳥取縣會傍聽規則を準用する。

議長は議案の審議上必要ありと認めたととき又は知事に於て要求のあつた場合は傍聽を禁止し若は制限することが出来る。

附則

本規則は昭和二十一年十一月二十六日よりこれを施行する

昭和二十一年十一月廿九日印刷
昭和二十一年十一月廿九日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町